決定告示年月日平成30年4月1日

大川戸砂田地区地区計画を次のように変更する

| 人川尸砂田地区地! ——————————————————————————————————— | MATE A MATE A | こ変更する 平成30年 | - 4 月 1 口 | |
|--|--|--|----------------------------|--|
| 名 | 称 | 大川戸砂田地区地区計画 | | |
| 位 | 置 | 松伏町大字大川戸字砂田の一部 | | |
| 面 | 積 | 約5.4ha | | |
| 地区計画 | ゴの目標 | 本地区は、工業・産業系の土地利用を推進する工業団地として定められている地区である。 主要地方道春日部松伏線の東側に接する地区であり、国道4号(越谷春日部バイパス)から約2.5kmの距離に位置し、また、整備が計画されている東埼玉道路の至近距離に位置するなど、広域交通網へのアクセス性が良好であり流通業務施設の土地利用に適した地区である。 本地区の特徴を活かし、地域の活性化に寄与する流通業務施設の誘導を行うとともに、周辺における田園風景との調和のとれた良好な街区形成と既存工業地の利便の維持・増進を図るものとする。 | | |
| | 土地利用に関する方針 | 本地区では、主要幹線道路へのアクセスの良さから地 シャルを活かすため、大規模な流通業務系施設を中心と 用を図る地区とする。 また、建築物等に関する規制を行い、周辺の自然や田 調和に配慮した土地利用を図る。 | こした土地利 | |
| | 地区施設の整備の方針 | 良好な工業地区としての機能を有するとともに周辺の調和する工業団地を形成するため、地区内に外周道路、 裁帯を配置・整備する。 | | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 建築物等の整備の方針 | 土地利用の方針で示した工業地区を形成するために、 用途の制限、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地 限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物 限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色 意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度、垣又はさくの を定める。 | 也面積の最低 かの設置の制 色彩その他の | |
| | その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針 | 緑豊かでうるおいのある市街地景観の形成及び環境負 図るために、地区内の緑化については高木の植栽に努め を推進する。 また、形成された周辺環境の保全を図るため、緩衝緩 を図る為の制限を定める。 | り敷地内緑化 | |

| | | | | | Т | T | | T |
|-------------|------------|--------------------|------|------|---|--------|---|---------------------------------------|
| | | | | | 名 称 | 幅員等 | 延長又は面積 | 適 用 |
| | | | | | 外周道路1号線 | 6.0 m | 約240m | |
| | | | | | 外周道路 2 号線 | 4. 0 m | 約180m | |
| | | | 道 | 路 | 外周道路 3 号線 | 4.0 m | 約70m | |
| | | | | | 外周道路 4 号線 | 4. 0 m | 約255m | |
| <u> </u> | 地区施 | 設の | | | 外周道路 5 号線 | 3. 0 m | 約80m | 町道3号線拡幅予定地 |
| | 記置及 | | 公園、緑 | 地、広場 | 緩衝緑地帯1号 | 5.0 m | 約285m | |
| | 莫 | | その他の | の公共空 | 緩衝緑地帯 2 号 | 5.0 m | 約395m | |
| | | | 地 | | 緩衝緑地帯 3 号 | 5. 0 m | 約55m | |
| | | | | | 緩衝緑地帯 4 号 | 5. 0 m | 約85m | 出入口、門柱、 門扉等安全上、 保安上必要な 物を除く。 |
| | | | | | 緩衝緑地帯 5 号 | 5. 0 m | 約115m | |
| | | 地区の | 区分⊄ | D名称 | A地区 | | B地 | X |
| 地 | | の区分 | 区分の | つ面積 | 4. 6 ha | | 0.8 | 3 ha |
| 区整備計画 | 建築物等に関する事項 | ■ 区分の面積 建築物等の用途の制限 | | 金の制限 | 次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 倉庫又は荷捌場 2 第 1 号に掲げる事業を営む者が業務の用に供する施設で次の各号に掲げるもの(1)物資の施設(2)事務所(3)店舗(床面積の合計が500㎡以内のものに限る)(4)福利厚生施設3 第 1 号及び第 2 号(1)に掲げる施設に掲げるを号に掲げるを号に掲げるを号に掲げるを号に掲げるを号に掲げるを号に掲げるもの(1)自動車に直接燃料を供給するためのはこれらの事業の用に供する事務所(2)建築基準法施行令第 130条の9第 1 項の表映物の貯蔵又は処理 | | 次に掲げる建築物は建築してはならない 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(る)項に掲げる建築物 | |

| | | |) = / [].]_ = 7 7 to halo il / | |
|-----|---|---|---------------------------------|--|
| | | | に供する建築物 | |
| | | | 4 前各号に掲げる施設に附属 | |
| | | | する建築物 | |
| | | 建築物の建蔽率の | 10分の6 | |
| | | 最高限度 | (建築基準法第53条第3項第2 | |
| | | | 号に定める街区の角にある敷地 | |
| | | | 又はこれに準ずる敷地に建築す | _ |
| | | | る建築物についても同様とす | |
| | | | る。) | |
| | | 建築物の敷地面積の | 10,000 m² | 3 0 0 m² |
| | | 最低限度 | ただし、建築物の敷地面積の | ただし、当地区計画が決定され |
| | | ,,,,=,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 最低限度未満の土地で、次に該 | る以前から当該規定に適合しな |
| | | | 当する場合はこの限りでない。 | いもの、又は現に存する所有権そ |
| | | | 1) 店舗、福利厚生施設におい | の他の権利に基づいて建築物の |
| 地 | | | て当該地区内にて事業を営 | 敷地として使用するならば当該 |
| 715 | 建 | | | |
| | | | む者が業務の用に供するも | 規定に適合しない土地について、 |
| 区 | 築 | | | その全部を一の敷地として使用 |
| | 物 | | (2) 町長が公益上やむを得ない | する場合はこの限りでない。 |
| 整 | 等 | | と認めた建築物の敷地とし | |
| 15. | に | | て使用するもの | |
| | | | 1 建築物の外壁又はこれに代 | 1 建築物の外壁又はこれに代 |
| 備 | 関 | | わる柱の面(ベランダ、バル | わる柱の面(ベランダ、バルコ |
| | す | | コニー、屋根、軒、庇、階段、 | 二一、屋根、軒、庇、階段、出 |
| 計 | る | | 出窓及び建築基準法第2条第 | 窓及び建築基準法第 2 条第 3 |
| | 事 | | 3号に規定する建築設備を含 | 号に規定する建築設備を含 |
| | 項 | 壁面の位置の制限 | む。)から道路境界又は水路境 | む。)から道路境界までの水平 |
| 画 | 快 | | 界までの水平距離は 5m以上 | 距離は 0.5m以上としなけれ |
| | | | としなければならない。 | ばならない。 |
| | | | 2 ただし、法令及び条例に特 | ただし、現に存する建築物に |
| | | | 別の定めのあるものは、この | ついては、この限りではない。 |
| | | | 限りではない。 | |
| | | | 壁面後退区域には、工作物(地 | |
| | | | 下工作物を除く。)を設置しては | |
| | | 壁面後退区域における | ならない。 | |
| | | 工作物の設置の制限 | 「なりない。 」 ただし、門柱、門扉又は安全、 | _ |
| | | | 保安上やむを得ないものを除 | |
| | | | | |
| | | | | 25 かい トレナス |
| | | | 1 建築物等の高さの最高限度は | |
| | | 建築物等の高さの | | 法は、次に定めるところによる。 |
| | | 最高限度 | | 芸、物見塔、屋窓その他これらに類 ************************************ |
| | | | | 当該建築物の高さに算入する。 |
| | | | (2) 棟飾、防火壁の屋上突出 | 部その他これらに類する屋上突出 |

| 1 建築物及び工作物の外観は、周囲の眺望・景観と記 刺激的な色彩や装飾を避け、次に掲げるマンセル表 る色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計(着低 石、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる 除く。)は、各立面の面積の3分の1を超えない範囲 物 | 色系に該当す色していないる外観部分を | | |
|---|---|--|--|
| 等 | | | |
| | 6を超える | | |
| | | | |
| こ 7.5R から 7.5Y 2以下 | -(全て) | | |
| | 4を超える | | |
| す $ | -(全て) | | |
| | 2 を超える | | |
| 計事 7.5RP は含まない) 2以下 | -(全て) | | |
| 項 N(無彩色) 2以下 | -(全て) | | |
| 観と調和するよう位置、大きさ、設置方法等に配慮る。 3 表示又は提出することのできる屋外広告物(埼玉県 条例第7条第1項に規定するものを除く。)は、自己 | 観と調和するよう位置、大きさ、設置方法等に配慮したものとする。 3 表示又は提出することのできる屋外広告物(埼玉県屋外広告物条例第7条第1項に規定するものを除く。)は、自己の用に供し、周辺の眺望・景観と調和するよう位置、大きさ、設置方法、色彩、 | | |
| 建築物の緑化率の | - | | |
| 垣又はさくの構造 生垣又は透視可能なフェンスとし、高さは前面道路の の制限 隣地から 2.0m以下、基礎等の高さは 0.6m以下とする。 | 道路及び隣地境界又は緩衝緑地帯に面する垣又はさくの構造は、 生垣又は透視可能なフェンスとし、高さは前面道路の路面中心又は 隣地から 2.0m以下、基礎等の高さは 0.6m以下とする。 ただし、門柱、門扉又は安全上やむを得ないものを除く。 | | |
| 備 考 | | | |

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図及び地区区分図表示のとおり。」

理由 建築基準法の改正に伴う文言等の変更である。